

令和 6 年度

財政援助団体等監査結果報告書

〔 財 政 援 助 団 体 監 査 〕

鳥羽市監査委員

令和 7 年 3 月 10 日公表

鳥 監 第 11 号
令和 7 年 3 月 10 日

鳥羽市長 中村 欣一郎 様
鳥羽市議会議長 河村 孝 様
鳥羽市教育長職務代理者 中村 和久 様
公益財団法人 東海水産科学協会
理事長 石原 真伊 様

鳥羽市監査委員 村 林 守
鳥羽市監査委員 木 下 順 一

令和 6 年度 監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施しましたので、同法同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

(1) 準拠している基準

地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第198条の4第1項の規定に基づき定められた鳥羽市監査基準（令和2年4月1日鳥羽市監査委員告示第2号）

(2) 監査の種類

法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査（鳥羽市監査基準第7条第1項第3号）

(3) 監査の対象

令和6年度に、市が指定管理を委託している団体の中から下記団体を選定した。

I 事業の内容

(1) (公財)東海水産科学協会の概要及び事業目的

(公財)東海水産科学協会は、「広く水産および海洋分野にかかわる文化、学術、科学 振興、教育の促進、および海洋環境の保全、整備に寄与すること」を目的としている。

(定款第3条)

(公財)東海水産科学協会は、前述の目的を達成するため、次の事業を行うこととしている。

- ① 水産および海洋の振興、海洋環境保全を目的とした研究
- ② 水産および海洋の振興を促進し、海洋環境の保全を図るための海洋教育活動
- ③ 水産・海洋振興、海洋環境保全および海洋教育のための博物館を運営
- ④ 水産・海洋振興、海洋環境保全に関する啓蒙普及活動
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(定款第4条)

(2) 市との関係

「鳥羽市立海の博物館」の指定管理

(公財)東海水産科学協会は、市議会の議決を経て指定管理者として次の指定期間で管理運営を行っている。

① 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

② 指定管理料

(単位：円)

名 称	令和5年度決算額	令和6年度予算額
鳥羽市立海の博物館指定管理料	11,055,000	10,861,400

(3) 指定管理対象施設の概要

鳥羽市立海の博物館

鉄筋コンクリート瓦葺平屋建

文化財収蔵庫 2, 0 1 3.0 8 m² 外7棟

「海の博物館」は、昭和46年（1971年）に漁村の歴史、民俗、文化をテーマに開館し、漁具や生活用具などの有形の資料、祭りや漁の様子を記録した無形の資料を収集している。1992年に収集してきた資料のうち6,879点が「伊勢湾・志摩半島・熊野灘の漁労用具」として国の重要有形民俗文化財に指定され、資料の永久保存を第一に現在地に移転した。民俗資料の数は約6万点で、全国各地から集められた木造船約90隻を適切に保存しながら、テーマに応じた展示を行い、漁村文化を伝える活動を行っている。

(4) 指定管理対象施設の利用状況（令和6年度の数值は令和6年8月末現在）

（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R5	1,431	2,815	1,297	1,794	3,110	2,292	2,399	2,499	1,497	2,188	2,382	2,847	26,551
R6	1,854	2,708	1,552	2,002	3,015	-	-	-	-	-	-	-	11,131

II 組織

（公財）東海水産科学協会の組織は、理事、監事、事務局で構成している。

事務局体制（令和6年8月末現在）

理事長・事務局長（1）、館長・学芸員（1）

資料室室長・学芸員（1）、経理事務・受付（1）

学芸員（2）、受付担当（1）

喫茶担当（2）、掃除担当（1）

III 財務状況

指定管理業務にかかる令和5年度決算報告書は以下のとおりである。

【収入の部】

単位：円

内 容		予算額	決算額	備 考
指定管理料		11,055,000	11,055,000	
利用料金	入館料	17,000,000	15,640,520	
	施設利用料	10,000	3,000	
	資料利用料	20,000	4,000	
事業収入	体験学習参加料	4,800,000	2,633,950	
	売店売上料	5,300,000	8,838,577	
	喫茶売上料	3,450,000	3,911,050	
補助金収入	特別展補助金	1,500,000	1,480,000	

その他収入	自動販売機設置料	27,000	28,578	
	雇用保険料	93,000	88,723	
	委託事業費	0	1,396,640	
	その他	0	137,220	展示：貝絵馬収入
合 計		43,255,000	45,217,258	

【支出の分】

単位：円

内 容		予算額	決算額	備 考
人件費	給与・賃金・諸手当	19,093,000	21,313,496	
	福利費	2,400,000	2,400,444	
	退職給与引当金	1,170,000	318,781	
その他収入	展示・体験学習経費	5,000,000	3,137,926	
	仕入費	3,500,000	5,539,232	
	調査・保存費	600,000	533,797	
	営業費 他	2,300,000	2,349,159	
管理費	光熱水費	4,800,000	4,061,391	
	委託料 他	3,387,000	3,757,639	
消費税		1,005,000	1,744,700	
合 計		43,255,000	45,156,565	

(4) 監査の着眼点

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか確認することを主眼とした。

確認事項の主なものは、以下のとおりである。

〔指定管理者側〕

- ① 事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。
- ② 施設管理業務の実施状況は適切か。
- ③ 料金収入や施設管理の収支に係る会計処理が適切に行われているか。
- ④ 決算報告書に誤りはないか。
- ⑤ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。
- ⑥ 事業に対する経営努力が見られるか。
- ⑦ 所管課への報告書類は適切に提出されているか。

〔所管部局側〕

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。
- ② 指定管理者の指定は適正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切に実施されているか。
- ⑤ 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

(5) 監査の実施内容

指定管理における基本協定書、仕様書、事業計画書、年度計画書等に基づき、合法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

予算・決算書類、実績報告書等の提出を求めるとともに、疑義等のある事項については関係職員の説明を求め、市担当課からも聞き取りを行った。

第2 監査の結果

公益財団法人 東海水産科学協会は、平成29年10月3日に市立化した鳥羽市立海の博物館の指定管理者として、海に関する約6万点(国指定重要有形民俗文化財6,879点を含む)の民俗資料の所蔵、展示、体験プログラムの実施により、市民及び市外並びに外国人の来館者に海辺の暮らしの魅力等を伝える様々な事業の展開に尽力されていることが確認できた。今後においても、所管課と指定管理者が「鳥羽市立海の博物館の管理に関する基本協定書」を共通認識し、適正な管理運営となるよう努められたい。

また、観光資源としても有意義な施設であるため、他分野との連携により、市全体として海の博物館を活かした地域活性化に取り組むとともに、海女振興や体験プログラムを通じた海洋教育の推進を図られ、今後においても、鳥羽市立の博物館として、最大限活用されるようさらなる事業発展を期待する。

指摘事項

特になし。

第3 監査の意見

今回の監査では、協定書、仕様書等に記載された事項に基づく業務の実施状況に着眼し監査を行った。

努力・要望事項については、施設の管理規定は多くの市町が作成しており、特に安全管理規程について定めることが明記されている。災害時の対応方法については所管課と指定管理者が十分に協議したうえで、その時々に応じた対応をするのではなく、基本的な定めに基づいた行動が職員間で共有されていることが望ましいと思われるため、規程の作成について検討されたい。

今回の監査対象団体も含め、各指定管理者は、法令等を十分に確認し、市の条例・規則等に基づいて設置された公の施設の管理を受託していることを念頭に置き、適正な事務の執行に努められたい。

また、各指定管理施設の所管課は、施設管理や事務について、指定管理者任せとならないよう、管理運営状況を適宜確認することでリスク管理に努め、施設の設置責任者として適切な指導・監督を行っていただきたい。